

(報告)

## 京都府社会教育委員の公募について

平成30年11月9日  
社会教育課

本府社会教育の振興に広く府民の意見を反映させるため、平成17年度から京都府社会教育委員の一部について公募しているところですが、今年度末で現委員の任期が満了することに伴い、下記のとおり公募しますので報告します。

### 記

- 1 募集人数 2名
- 2 応募資格及び応募方法  
京都府社会教育委員公募要領による
- 3 応募期間  
平成30年11月20日（火）から平成30年12月20日（木）まで
- 4 選考方法  
選考委員会において審査基準を定め、提出書類及び面接による選考を実施
- 5 選考結果通知  
応募者全員に郵送により通知  
(平成31年1月下旬～2月上旬に書類審査結果、3月上旬に最終結果を通知予定)
- 6 参考（現公募委員）  
  
片山 享子      かわべ親子サロン代表  
  
幸山 由佳      子育て支援団体「スマイルプレイス」代表

# 京都府社会教育委員公募要領

## 1 目的

この要領は、京都府社会教育委員（以下「委員」という。）の公募に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 応募資格

応募者の資格は、次のすべての要件を満たしていることとする。

- (1) 京都府内に居住し、又は通勤・通学していること。
- (2) 募集年の4月1日現在で満20歳以上であること。
- (3) 社会教育の振興に関心を持ち、次のいずれかに該当していること。
  - ア 学校教育又は社会教育に携わっている者
  - イ 社会教育に関して学識経験のある者
- (4) 国及び地方公共団体の議員及び公務員でないこと。
- (5) 現に府が設置する審議会等の委員でないこと。

## 3 募集人員

公募による委員は2名とする。

## 4 委員の公募方法

委員の公募に当たっては、次の書類の提出を求めるものとする。なお、提出された書類は、返却しない。

- (1) 京都府社会教育委員応募申込書（別に定める様式）
- (2) 京都府の社会教育振興に関する小論文（800字程度、様式自由）

## 5 選考

### (1) 選考方法

公募委員の選考に当たっては、選考委員会を設置するとともに、その審査基準を定め、1次選考及び2次選考を経て公正な選考を行うものとする。

- ア 1次選考については、前項に規定する提出書類により選考を行う。
- イ 2次選考については、1次選考通過者に対し面接を行うものとする。

(2) 選考結果は、応募者全員に通知するものとする。

## 6 選考委員会

選考委員会の構成及び運営は、次のとおりとする。

(1) 選考委員会は、次の職にある者をもって構成する。

- ア 府教育庁教育次長
- イ 府教育庁指導部長
- ウ 府教育庁管理部総務企画課長
- エ 府教育庁指導部社会教育課長

(2) 選考委員会には、選考委員長を置く。

(3) 選考委員長は、府教育庁教育次長の職にある者をもって充てる。

(4) 選考委員会は、選考委員長が招集する。

(5) 選考委員会の庶務は、府教育庁指導部社会教育課において処理する。

## 7 その他

この要領に定めるもののほか、選考委員会の議事その他運営に関し必要な事項は、選考委員長が選考委員会に諮って定める。

## 8 施行期日

この要領は、平成17年1月12日から施行する。

この要領は、平成20年12月18日から一部改正し施行する。

この要領は、平成24年11月21日から一部改正し施行する。